

平成22年度第1回宮城県男女共同参画審議会会議録

日 時 平成22年7月14日（水）午前10時～午後0時45分
出席委員 阿部秀保委員、伊藤吉里委員、小田中直樹委員、金子忠良委員、今野彩子委員、
佐藤孝子委員、菅原真枝委員、高木龍一郎委員、田澤ひろ美委員、原田俊男委員
欠席委員 安藤ひろみ委員、菅野育男委員、槇石多希子委員

1 開 会

事務局：本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
皆様お揃いになりましたので、これから宮城県男女共同参画審議会を始めさせていただきます。
開会にあたりまして、宮城県環境生活部の小泉部長より御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ 宮城県環境生活部長

小泉環境生活部長：おはようございます。この4月から環境生活部長になりました小泉でございます。

委員の皆様には、男女共同参画審議会の適切な運営、また、県政の推進につきまして、並々ならぬ御支援、御協力を賜っておりますことに対し、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

本日は、「年次報告に掲載する宮城県男女共同参画審議会としての意見」と「宮城県男女共同参画基本計画（第2次）答申中間案」について御審議をいただきます。

本県の男女共同参画をめぐる状況については、審議会委員の皆様をはじめとして様々な御努力により、年々着実に進んでいると感じる一方で、女性登用や働く女性を取り巻く就労環境など、解決すべき課題も数多くあるという認識を持ってございます。

当部では、今年度の重要テーマを2つ掲げております、1つは来年4月から施行になります宮城環境税と、もう1つは男女共同参画に少し骨のある方向性を出せないか検討している段階でございます。

問題を開拓するためには、下から積み上げるという方法もありますが、一定の目標を立てまず先に作り上げ、徐々に選択を広げていく手法が有効だと考えておりまして、様々なチャレンジ、取組をしてまいりたいと考えております。

今後の御支援、御協力についてお願ひを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

今日はよろしくお願ひいたします。

事務局：ここで、本日の審議会は、委員13名中10名の方が御出席ですので、宮城県男女共同参画推進条例第20条第2項の規定による定足数、半数以上を満たしておりますことを御報告いたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

（配付資料の確認）

次第を御覧願います。本日は、2つの議題について御審議いただく予定でございます。

1つは「年次報告に掲載する宮城県男女共同参画審議会としての意見について」、もう1つは「宮城県男女共同参画基本計画（第2次）答申中間案について」でございます。

本日は限られた時間で、以上の2点を取りまとめていただくこととなりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、宮城県男女共同参画推進条例第20条第1項の規定によりまして、小田中会長に議長をお願いいたします。

3 議 題

小田中会長：皆様、おはようございます。

お忙しい中、御参集いただきまして大変ありがとうございます。

それでは、次第に従い「1 年次報告に記載する宮城県男女共同参画審議会としての意見について」御議論いただきたいと存じます。

お手元の資料を御覧願います。

資料1のとおり、宮城県では毎年、男女共同参画に関する報告として資料3のとおり年次報告書を作っております。報告書自体は県で作成する書類でございます。

私ども審議会としては、先日皆様が出席された県庁各部局との懇談を基にして、審議会と

しても意見を作成し、その意見を県で作成する年次報告書に添付するという形で進行管理を行ふことにしております。

先週皆様に御参加いただいた懇談会は、そのような進行管理の一環として行われているものでございます。

ここで、資料1を御覧いただきたいのですが、本日の審議会を経まして、県では推進本部会議が8月に行われ、9月に年次報告を県議会に提出するというスケジュールとなっております。

本日まず初めにお諮りしたいのは、男女共同参画基本計画の進行管理として、ここ数年間、このような形で年次報告に「審議会の意見」を付し、それについては、県から翌年度ファイードバックをいただくということになっておりますが、まずこのような形で本年度も進行管理をしてよろしいかどうか確認させていただきたいと思います。

ほかの形、例えば、別の冊子を作りたいなど、もし御希望があればお出しitただければと思います。いかがでしょうか。

とくにご異論がないようですので、それでは例年どおり今から意見書を作成いたしまして、それを年次報告書に添付するという形で審議会としての進行管理を行うことにさせていただきたいと思います。

それでは、意見書の作成についてこれから御議論いただくわけですが、お手元の資料2のほか、参考資料の懇談会での主な意見、同じく参考資料の昨年度の意見、本日机上配付いただきました1枚ものの資料、この4種類を使って御議論いただきたいと存じます。

まず、先週行われました懇談会での質疑応答、意見交換に係る会議録を、事務局である共同参画社会推進課に一週間で作成いただきました。大変ありがとうございました。

これが資料2でございますが、その中で特に、質疑、質問ではなく、審議会委員の皆様が出された意見、男女共同参画の推進に関わる意見を事務局の方で抽出していただいたものが、参考資料の懇談会での主な意見でございます。

会議録には質疑応答等がありますが、これは質問等ではなく、審議会委員皆様の主な御意見を抜き出したものでございます。

この資料を基に、昨日、私が作りましたものが、今日配付させていただいた「宮城県男女共同参画審議会の意見（案）」でございます。議論の叩き台としてこの試案を用意いたしました。

本日配付ということで大変恐縮ですが、御覧いただきまして足りない部分あるいは文言の修正等ございましたら、この場で解決できれば解決する、解決できない場合は追って事務局と正・副会長で修正するというような手順をとりたいと存じます。

「宮城県男女共同参画審議会の意見（案）」は、大きく4つに分けています。

1番目は、昨年度に比べてさらに高く評価できるものです。

2番目は、第2次基本計画の策定に関わる問題です。

3番目は、意見が多かった意識啓発の有効性に関するものを項目化いたしました。

4番目は、父子家庭支援あるいは県民ネットワーク化について、今後に残された課題としてまとめさせていただいております。

机上配付で大変恐縮ですが目を通していただき、御意見、質問等ございましたらお出しitただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

菅原委員：私は7月6日の懇談会に出席いたしました。

これまで保健福祉部・警察本部の懇談会に出ることが多かったのですが、今回初めて経済商工観光部・農林水産部・土木部との懇談会に出席させていただきました。

雇用の問題、特に、シルバー人材センターを中心とする高齢者の自立、生活のサポート、民間企業での雇用、地域農業の起業支援といったものがテーマとして挙がりました。

農業関係については、非常に事業が充実しているという印象を持ちました。

アグリビジネスの講座や女性の起業支援・起業セミナーといったものも継続的に事業展開されていて、予算額は年々減ってはいるのですが非常に充実しているという印象を受けました。

ただし、農業分野に新規に参入してくる方や興味を持っている方を積極的に取り込んでいくという事業については、あまり充実していないという印象を持ちました。

非正規雇用や短期雇用が多く、高齢者に限らず、むしろ高卒者や若い人も含めた職業訓練の場でも、訓練したことがなかなか正規の就職に結びつかない現状にあることや、高齢者あるいは若者たちの就業の機会という点においても、まだまだ十分ではないところがあることを知りました。

背景には不況というものもあると思いますが、男女を問わず、年齢を問わず雇用面での充実やサポートを進めていく必要性があり、それがいざれ県としての新しい人材発掘につながっていくのではないかと思いました。

小田中会長：ありがとうございます。

県庁各部局との懇談会は3日間に渡って行われ、各委員はそのうちの1日には出席されているということで、会議録を見ればわかることがあります、情報交換ということもありますので、ただいまの菅原委員のように感想なども含めて御意見いただければ幸いです。

「審議会の意見」に雇用は盛り込まなくてもよろしいですか。

菅原委員：雇用の機会あるいは雇用に向けた支援の充実といいますか、具体的な文章は今すぐには思い浮かびませんが、残された課題に一言入れていただけるとありがたいとは思います。

小田中会長：はい、ありがとうございました。

伊藤委員：伊藤でございます。関連しまして「審議会の意見（案）」の丸印の2番目は、7月7日の私の意見を入れていただいたものと見ておりました。

中段のところに「子育て支援優良中小企業支援事業における男女共同参画理念の企業にとっての意義など」という文章がございます。

男女共同参画の理念自体は何も異存はないわけですが、これが企業の雇用となりますと、理念先行だけではなかなか進まないという現実があります。例えば、企業活力の向上に役立つ、あるいは生産性の向上に役立つという切り口などがなければ、企業にとっては取り組みにくいテーマであると思われます。

そのようなところを汲み取ってこのように文章化いただいたと思います。

ですから、直接雇用と結びつけるというよりは、私はここに書いていただいているように、そういう企業サイドの目線から考えて、施策のあり方について、検証いただきたいと思います。

小田中会長：まさに伊藤委員がおっしゃったようなことを念頭において作文したということです。

また、雇用が非常に大事であるということについて御異議のある方はいらっしゃらないと思いますが、男女共同参画に関わる形での文章については、とりあえず菅原委員にこの場でお考えいただきたいと思います。

では、続きまして佐藤委員から御感想あるいは「審議会の意見（案）」について御意見をお願いいたします。

佐藤委員：7月5日の懇談会に参加させていただきました。

小田中会長が作られたこの「審議会の意見（案）」を読ませていただいて、そのとおりと思うところがたくさんございました。

私も丸印2番目の、今お話のあったような雇用に関して、あるいは私の直接関係している学校に関するところをうまくまとめていただいていると思います。

私個人としては、すごく単純に考えれば、男女共同参画は男女の機会均等を目指すものだと思っております。

そういう原点にすべて結びつかないといけないと思うのですが、全体的に複雑多岐にわたっているいろいろな議論がなされていて、世の中の全てのことが盛り込まれているような印象を受けました。もう少し単純化できないものかというような思いもあります。

それから、学校のことが問題になっていますが、「意識」を検証するということは非常に難しいと思います。

小泉部長さんの御挨拶に私も非常に賛成できると思っております。

形を整えるといいますか、そういうことをしなければ、いろいろ検証したり意識の高揚といいましても時間がかかると思うのです。

時間が限られているならば形を整える、これも必要なことではないかと思っております。

小田中会長：私も佐藤委員と同じ7月5日には出席したので御意見を拝聴したのですが、検証の仕方といつても数値で表されるものだけとは限らないということをおっしゃっていて、確かにそれもそうだなという気がいたしました。

何でもかんでも数値として検証すればいいというものではないという御意見だと承りましたので、こここの文面については、「検証の仕方、方法も含めて検討する」というように直すということになりますでしょうか。

佐藤委員：皆様の御意見を合わせてですが、丸印の3番目でも「意識啓発の有効性を検証し」となっております。

時間やその検証の仕方の妥当性などもございますので、検証は必要なのですが、現実に則

して考えると、有効な手段、行政的な意味での手段をどんどん打っていくと申しますか、積み重ねることが必要ではないかと思います。

小田中会長：ありがとうございます。

そうしますとやはり佐藤委員の御意見ですと、検証のあり方を含めて考える必要があるということですので、2番目の丸印については、基本的な施策のあり方について、具体的な検証のあり方を含めて検討するなどと、御意見を取り入て文面を修正したいと思います。

繰り返しますが、数値で検証できないものもあるということも含めて、「基本的な施策のあり方について、具体的な検証のあり方を含めて検討することが必要です」に変えたいということですが、他の委員の方は御意見いかがでしょうか。よろしいですか。

では、佐藤委員の御意見を承りまして、丸印の2番目は、タイトルでは「施策のあり方を検討」に変え、下の文面については「具体的な検証のあり方を含めて検討することが必要です」と修正したいと思います。

よろしいですか。ありがとうございます。

では、高木委員の方からお願ひいたします。

高木委員：私は7月7日の、保健福祉部と警察本部との懇談会に出席しました。

その中で出された意見は、ほぼこの参考資料の中に取り入れられてはいますが、「審議会の意見（案）」の丸印の3番目に「DV被害者に対するケアのあり方を広報する」と書かれています。

確かにケアのあり方を広報するのは大事なのですが、懇談会でも県警の方にお尋ねしたのですが、県の予算としてはゼロの中で、二次被害を出さないようにあるいはそのケアを実際にされているということでした。

お金をかけるだけが意味があることではないので、一概に否定的、ネガティブになる必要はないのですが、ただ、もっと具体的にきちんとした専門的な知識を持って、二次的被害を出さないようにする施策の強化が必要なのではないかと思いました。

ですから、DV被害者に対するケアというのは、単に広報するだけではなくて、施策の立体的なあり方を強化するという面が必要だという話をいたしました。

もちろん県警の方々あるいは携わっている部局の方々は、そういう意識を持って取り組んでいることが確認できて、非常にそれは評価できたのですが、もっと具体的な施策を強化していく必要があるということは感じます。

なお、小泉部長の御挨拶にもありましたが、ここでは各論的な話かもしれません、DVについては単に意識を向上させるだけでなく、もっと具体的な施策を強化していくことが必要ではないかと思います。

それから最後の「残された課題」として「ひとり親家庭に対する支援」の中に、父子家庭の支援が盛り込まれたことは、まさにこのとおりで評価できると思います。

小田中会長：今の高木委員のお話ですと、DV被害者に対するケアの強化については、むしろ丸印の4番目「残された課題」に移すということでしょうか。

高木委員：小田中会長が言われた丸印の4番目「残された課題」に移すか、丸印の2番目で「検討するとともに、既に行われている施策をさらに強力に推進する」などとするかいずれかになると思います。

小田中会長：ただ今高木委員おっしゃったとおり、丸印の2番目が検討、3番目は各論、そして4番目が残された課題、という構成にしています。

高木委員には部会長として第2次基本計画の検討をいただいておりますので、それを念頭に置いて丸印の2番に、第2次基本計画の策定に向けてという大きなテーマを置きました。

作文側としては、各論としてのDVの問題や父子家庭については強化する必要があるということ、丸印の4番目にまわしたという思いがあります。

高木委員：丸印の3番が各論だとすれば、これは、意識啓発 자체有効ではあるのですが、それと並んで「現在施行されている、実施されている意識啓発だけではなく、施策自体の推進強化及び意識啓発の有効性を向上させる」とすれば、各論的な問題になると思います。

小田中会長：そうすると、意識啓発の前に「現在遂行されている政策を推進・強化し、意識啓発の有効性を向上させる必要があります」と書いて、「DV被害者に対するケアを強化する」はそのまま残して、丸印の4番目に移してはいかがでしょうか。

高木委員：もう少し詳細にする必要はありますが、例えば、まんがコンクールの入賞作品を有

効に利用する、それからDV被害者に対するケアにとどめて、さらに4行目の「他の企業に広めるなど、実施されている施策の維持・強化及び意識啓発の有効性を検証し、高める工夫が必要です。」と書き込むこともできるのではないでしようか。

小田中会長：そうすると、タイトルを「遂行されている諸政策を推進・強化し、意識啓発の有効性を向上させる必要があります。」とする、「入賞作品を有効に利用する、DV被害者をケアする」とする、「他の企業に広めるなど、実施されている施策を維持強化し、また意識啓発の有効性を検証・高める工夫が必要です。」とすることによろしいでしようか。

他の委員の方は今の点についてよろしいでしようか。高木委員もよろしいですか。

それでは引き続きまして、田澤委員から感想も含めまして御意見等ございましたらお願ひいたします。

田澤委員：私は、7月7日の保健福祉部・警察本部との懇談会に参加させていただきました。

全くの専門外で非常に難しいお話をされたのですが、感想として抱きましたのは、各種施策を実際に継続して実施することがいかに大変なことかということと、それら施策が真に実を結ぶのがいつになるのかという見通しが立てにくく状況もあるということです。

先ほど、DV被害者に対するケアのあり方についてのお話をされました、過度な広報がむしろ逆に受け取られてしまう懸念もありますので、現在の施策継続をお願いしたいと思います。

それから、「審議会の意見（案）」の丸印の4番目「残された課題」に「男女共同参画に関心を持つ県民のネットワーク化など」と記載されています。

これは非常に大切なことなのですが、都市部と郡部との差異もあり、なかなか難しいことだと思います。NPOや社会起業家などが国や自治体と協働して行う場面が多くなってくると思います。

また、団塊世代の方々の中には、人生の満足感と職務の満足感をどのようにこれから自分の人生の計画の中に生かしていくか、模索されている方も非常に多いと思います。

NPO等との連携、協働の推進は承知しているのですが、例えばNPO法人の代表における女性の割合は、経済産業研究所の調べによると平成18年度では22.5%とされています。

女性は、生活に密着したものに対して非常に敏感で、自分たちの意見を言える時代になってきたのだと感じると同時に、必要なものを自ら作る時代になってきたと思いますが、NPO法人での代表となると、やはり男性にお願いしようということもあります。

関心を持つ県民のネットワーク化については、例えば、ボランティアやNPOの代表のほか、特に女性が推進する分野として、男女共同参画社会の形成促進、子どもの健全育成、保健医療福祉の増進の3分野が多いとされていますので、具体的にそれら分野での推進はどうかと思います。

まず、この「関心を持つ県民」を作り出すことが非常に難しいことなのですが、団塊世代の方だけではなく若い方たちも、インターネットで調べたり、NPOやNGOを求める動きも出ていますので、もう少し具体的に示せれば目標となるものがでてよろしいのではないかという感想を抱きました。

小田中会長：ありがとうございます。

田澤委員から、今後はNPOや社会起業家などのほか、団塊世代やリタイヤの人たちも含めて重要な要素になってくるので、そういう方々と手を結びながらネットワーク化の育成を図ってはどうかという御意見をいただきましたので、文章を「NPO等との連携による男女共同参画に関心をもつ県民の育成・ネットワーク化など」とはどうでしょうか。

よろしいですか。他の委員はいかがでしようか。

ネットワーク化の前に「育成・」という言葉を入れることと、男女共同参画に関心を持つ県民の前に「NPO等との連携による」という文言を入れることにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

引き続きまして、順番で恐縮でございますが、原田委員から御感想等ございましたらお願いいたします。

原田委員：私は7月5日の懇談会に出席させていただきました、その時に意見等を申し上げました。

「審議会の意見（案）」を拝見しまして、特に意見等はございませんが、雇用関連の意見を入れ込むとなりますと、私ども労働局との関係も出てまいりますので、そういう修正等がありましたら御意見いただければと思います。

小田中会長：ありがとうございます。

雇用関連の意見案については、ただいま菅原委員にお考えいただいておりますので、原田委員からは後ほど御意見をいただければと思います。ありがとうございました。
続いて、阿部委員から御感想等ございましたらお願ひいたします。

阿部委員：私は7月6日の懇談会に出席させていただきまして、雇用関係の中で現場を見てほしいとする発言をさせていただきました。

「審議会の意見（案）」の丸印の1番目を拝見しまして、文章の「高く評価できます」だけを見ますと、誤解を招くといいますか、勘違いされてしまうところですが、「様々な試みがなされていること」を見まして非常に納得いたしました。

7月6日の懇談会で宮城県が取り組んでいる事業について意見交換を行いましたが、まさにいろいろな試みがなされております。

「成果」となりますと別に議論を必要としますが、実際に「様々な試みがなされていること」については「高く評価できる」ということにまず納得いたしました。

懇談会では、シルバー人材センターについて意見交換させていただきました。

シルバー人材センターは、高齢化社会の進展でますます位置づけとしては重要な組織だと考えておりますし、組織立ち上げの3年間については、県から補助金が交付されています。

一方で、シルバー人材センターは、国の事業仕分けや公益法人化での新たな法人形態が求められるなど、先行きが非常に不透明な部分が多分にございます。

そのような現実、現場の実態を知っていただきたいという想いを持って意見させていただきましたが、県での実施事業を含め広く取り組まれている状況等を御説明いただきました。

また、先ほど小泉部長さんから、形づくりというお話をされました。

私個人としては、形づくりには2つ必要だと思っています。

1つはトップダウン方式で、特に行政ではトップダウンが絶対に必要な場面があります。

しかし反面、やらされてるという感じを持つのか、職員等自身が理解、納得しないと動かないこともあります。

もう1つは、提案あるいはみんなで議論しながら進めていく方式です。

私自身、市民協働を進めている中で、この両方が必要だと強く感じています。

当市には航空自衛隊松島基地があり、飛行機整備の現場に女性の姿を見かけましたが、実際に現場を見て、初めて実感するということもあると思いますし、社会的環境づくりが少しずつ進んできたかなと感じました。

小田中会長：ありがとうございました。

会議録等で、シルバー人材センターに係る意見を拝見しております。

菅原委員に雇用関連の意見案をお考えいただいておりますので、その文面に加えることができるかどうか考えたいと存じます。

それから最初に今阿部委員がおっしゃった「試み」という点は、まさにそのとおりでございまして、実は、県庁各部局との懇談会を始めた5、6年前は、なかなか話がかみ合わない部分もございましたが、意見交換、回数を重ねる中で審議会側からも意見提案できるように変わってまいりました。

そういう中で、県におきましても、例えばここにあります母子家庭等就業支援講習会の週末開催のほか、お金がなければ知恵を使って何かできないかといふいわゆる県のゼロ予算事業など、県側ではそういう「試み」がどんどんなされております。

この点をここ2、3年実感しております、やはり評価すべきところは評価し、さらに維持強化していただきたいということで「試み」という言葉を用いて文章化したということでございます。ありがとうございました。

それでは、続いて伊藤委員からお願ひいたします。

伊藤委員：参考資料の懇談会での主な意見を拝見して、4ページ目に、働く女性に対象を絞った時の勤労女性の支援事業のあり方について、実感も含めて参考になるとてもいいお話を出していると感じました。

ですので、例えばこういったところから「企業の規模別などの施策の推進・導入状況等を踏まえた施策展開などについても検討」とする文言を意見の中に入てもよいのではないかと思いました。

これは原田委員が御専門なので、間違いがあれば後ほど訂正いただきたいのですが、例えば、新規高卒者の方の就職はこのような大変な時代なのですが、データを見ますと宮城県の場合、300人の企業規模を境に大きな差があります。

300人未満の企業では、21年3月の新規高卒の方については、企業は出した求人の56%しか採用できておりません。就職難ではなく、採用難なのです。

一方、300人以上の企業になりますと、126%ぐらいだったと記憶しております。
つまり、出した求人数以上にかなり多くの方を採用しているのです。

このような新規高卒者の状況をみると、企業側でも規模別に打つべき策がかなり違つてまいりますし、焦点もずいぶんと違うのだろうと感じています。

ですので、男女共同参画についても、先駆的な取組は確かに大切だと思いますが、やはりここにある今野委員の意見のように、導入の実をさらに上げるためには、対象を絞った効果的な政策の展開があつても良いのではないかと感じております。

小田中会長：ありがとうございました。ただいまの伊藤委員の御意見も雇用に関わることでございました。

やはり、男女共同参画施策の推進について、地域あるいは企業に係る雇用の問題は意見として明記する必要がある、検討する必要があると感じています。ありがとうございます。

では、引き続きまして金子委員からお願ひいたします。

金子委員：私は、7月5日の総務部・環境生活部・教育庁の懇談会に出席させていただきました。懇談会での資料では、各事業ごとに担当課自身が4段階で評価されておりますが、数多く実施されている事業内容を見ますと、私は評価云々というよりも、施策、事業を継続すること自体が非常に大事なことだと読み取りました。

また、懇談会では多く質問をさせていただきましたが、共同参画社会推進課からの回答が多く、やはり共同参画社会推進課の果たす役割は多岐にわたって重要な位置を占めているんだと思いました。

原田委員に関わる分野かもしれません、6月30日の改正育児介護休業法施行により、女性が働きやすくなる改正が行われたわけですが、大きな企業では改正に伴い子どもを育てながら働きやすい、雇用しやすい環境になっているのですが、小さい企業では改正育児介護休業法が認知されていないと申しますか、情報が全体に広がっていないような感じがいたします。

そこで、「審議会の意見（案）」の丸印の3番目に、「両立支援優良企業の取組の情報を他の企業に広めるなど」とありますが、それ以前に、改正育児介護休業法の情報提供が必要なのではないかと思いました。

それは本来国がやるべきことで、県の仕事ではないのかもしれません、国の制度等を広めるほか、県でも関連する施策等がありますということを積極的に情報発信する必要があるのではないかと感じました。

昨年度の審議会の意見を見ますと、総論の丸印の1番目で「学校や地域団体への出前講座など能動的な情報発信」とありますが、今年度も県の独自の情報発信として「積極的な情報発信」のような文言を入れていただきたいと思いました。

出席していない他の懇談会の会議録を見ましても、子育て支援や雇用対策に関する意見が集中していたと感じましたので、先ほども申しましたが、改正育児介護休業法の積極的な情報発信は、国がすべきことかもしれません、県も情報発信してほしいという意味で述べさせていただきました。

小田中会長：ただいまの金子委員の御発言で、丸印の3番目を「関連する情報を積極的に発信するとともに、意識啓発の有効性を検証・強化」とすることでいかがでしょうか。

金子委員：それでかまわないです。

小田中会長：ありがとうございます。他の委員の方々はいかがでしょうか。

丸印の3番目を「実施されている施策を維持強化し、関連する情報を積極的に発信するとともに、意識啓発の有効性を検証、高める工夫が必要です」とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

最後で大変恐縮ですが、今野委員からお願ひいたします。

今野委員：私は7月6日の懇談会に参加をさせていただきました。

初めて参加をいたしましたので、多少雰囲気に圧倒された感があったのと、私自身の準備不足もあり、企業の立場で日々感じていることを申し上げさせていただいた程度になってしまったことを反省しております。

懇談会での主な意見と会議録を拝見しまして、伊藤委員の御意見だと思うのですが、5ページにある48番の子育て支援優良中小企業支援事業に関する御意見は、私も同じように感じているところでございます。

それを踏まえて、「審議会の意見（案）」の丸印の2番目の「男女共同参画理念の企業にとっての意義など」のところですが、もう少し大きく捉えるという意味で、前提としているこの「子育て支援優良中小企業支援事業における」をはずしてしまうということはいかがでしょうか。

他にも中小企業ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー事業や女性のチカラは企業の力普及推進事業などをやっていらっしゃるので、そういういろいろな施策の有効性や意義と申しますか、理念実現ということを検証していただければと思いますので、大きく変えてはいかがかと思います。

それから、伊藤委員がおっしゃったような「企業規模別の施策展開についての検討」もぜひ加えていただきたいと思います。

丸印の3番目の「意識啓発の有効性」ですが、私が申し上げた意見を御紹介いただいた中の「両立支援優良企業の取組の情報」について、男女共同参画という意味では「ポジティブアクション及び両立支援優良企業の取組の情報」というように両方を入れていただけるといいのかなと感じました。

小田中会長：ありがとうございました。

丸印の2番目の「子育て支援優良中小企業支援事業における」では細かすぎるので省いてもいいのではないかという御意見でございます。

私もそれはそうだなと思いましたが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

次に、「勤労女性支援事業（働く女性のハンドブック）」におけるポジティブ・アクション・両立支援優良企業の取組になりますでしょうか。事務局でも事実として間違いはありませんか。

ポジティブ・アクションとの文言を入れるということで、他の委員はいかがでしょうか。

高木委員：ちょっとよろしいでしょうか。

次の議題である基本計画第2次案でも1つ焦点となったことは、できるだけ県民の皆さんにとってわかりやすい表現に気をつけたことです。つまり、簡単に横文字を使用するというのはいかがなものかということで、例えばドメスティック・バイオレンスのDVのように、一般に広く馴染んでいる言葉についても括弧書きにしてはどうかという提言をさせていただいてます。

ですから、その点でいうとポジティブ・アクションというのは、かなり難しいと思います。

これは、ある時期アメリカで強力に推進したアファーマティブ・アクションで、それに対して批判が出たという経緯がありますので、言葉を選ぶときにポジティブ・アクションと簡単に入れてしまうことに対する反発なり誤解を危惧します。

今野委員：そうですね。「企業にとっての女性の活躍」に関する文言を入れてはどうかということで提案させていただきました。

金子委員：昨年度の審議会の意見で、各論の丸印の2番目で「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の事例紹介」という言葉遣いをしていましたので、その流れを汲んでカタカナを使ってもいいのではないかと思いましたが、カタカナを積極的に使うというのは注意が必要だと思います。

高木委員：昨年度の審議会の意見を反映すれば、そのまま「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」でよろしいかと思います。

小田中会長：それでは、昨年度の審議会の意見と同じ表記ということで、「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）・両立支援優良企業の取組」といたします。

ありがとうございました。

そうしますと、雇用に関する意見を除きまして、皆様からの御意見、了解をいただいた修正点を再度確認いたします。

丸印の1番目は、修正等は特にございません。

丸印の2番目については、タイトルの「検証」を「検討」に変える。

それから、本文の「子育て支援優良中小企業支援事業における」を削除する。「具体的に検証する」というところを「具体的な検証のあり方を含めて検討することが必要です」に変えるということでございます。

丸印の3番目については、タイトルを「実施されている諸政策を推進・強化し、意識啓発の有効性を向上させる必要があります」とする。

それから、本文の「DV被害者に対するケアのあり方を広報する」を「DV被害者をケアする」に変える。「（働く女性のハンドブック）における」の次に「積極的改善措置（ポジティブアクション）・」を加える。「実施されている」の次を「施策を維持強化し、関連する情報を積極的に発信するとともに、意識啓発の有効性を検証・高める工夫が必要です。」とする。

丸印の4番目については、本文の「父子家庭支援」の次を「NPO等との連携による男

女共同参画に关心を持つ県民の育成・ネットワーク化など」にしたいと思います。
よろしいでしょうか。

これらの他に、企業規模別の導入状況、あるいはシルバー人材センター、あるいは雇用全般といった問題について、意見として入れた方がよいという意見が多々出ております。

菅原委員いかがでしょうか。

菅原委員：私が最初に申し上げた農業分野の新規参入、開拓などということについては、各論と申しますか非常に細かい話にもなりますし、丸印の3番目で、先ほど「施策の推進及び強化」が入りましたので、そこに含まれると考えてよろしいかと思います。

雇用に関する意見案ですが、先ほど阿部委員や伊藤委員などがおっしゃっていたことを勘案しますと、特に雇用の面では、企業における男女共同参画において、理念先行だけではなかなか進まないところがある、それぞれの現場で抱えているものが違うということ、あるいはシルバー人材センターにおいては事業等自体が不透明であったりするということです。

理念とその原因との開きが大きくなっている場合もあり、各委員の御意見を聞いていますと、それらを考えると実施されている事業を強化することとは違う側面、つまり現場に合わせた施策の柔軟な展開が求められているのではないかと思いました。

ですから、丸印の2番目に、例えば「また、企業規模別の多様な子育て支援のあり方や、高齢者失業者・ひとり親家庭に対する職業能力開発の支援等については、現場の状況に合わせた柔軟な施策の展開に取り組む必要がある」というように、施策の柔軟性、現場に合わせて施策を変えていく、あるいはそれを活用して企業なり就業を希望している高齢者や女性の方たちがより活躍できる場を作っていくというような、「柔軟性」という言葉を入れてはどうかと思いました。

小田中会長：雇用に関する意見について菅原委員にお考えいただいておりましたが、皆様からいただいた意見を踏まえた上で、丸印の2番目の本文の後に「また、企業規模別の子育て支援のあり方や、就業を希望する高齢者・女性・ひとり親家庭に対する職業能力開発支援については、現状に合わせた柔軟な施策の展開に取り組むことが求められます。」を加えるということでございますが、いかがでしょうか。

原田委員はいかがでしょうか。

原田委員：反対するところはございません。

小田中会長：わかりました。それではこのような形でまとめさせていただきます。
ありがとうございました。

伊藤委員：「審議会の意見（案）」全体についてですが、流れとしては、最初に様々な試みがされている取組について評価した後で、次に検証・検討、または維持強化という流れで最後に、このような残された課題があります、ということだと思いました。

そうであれば、私が出席した7月7日の懇談会ではまさにこの課題のとおりだと思いましたが、他の委員の方々が出席された7月5日、6日の懇談会で、手つかずの課題などがありましたら、「残された課題」に追加してはどうかという意見でございます。

小田中会長：最後の「残された課題」で、父子家庭支援、県民の育成・ネットワーク化の他に何か追加すべきことがありましたらお出しいただければと思います。
いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは恐縮ですが、今後の手続きも含めて御説明を申し上げます。

この場では、ただいまのような形で文面を修正いたしましたが、私が口頭で申しましたので、全てをまとめて御理解いただくのはなかなか大変かと存じます。

ですので、私が口頭で申しました内容に修正いたしまして、再度共同参画社会推進課から修正した文面を委員皆様にメールやファクシミリなどでお送りいたします。

その上で、ただいま伊藤委員がおっしゃったように、さらに追加したいものや修正案に対して御意見などがございましたら、共同参画社会推進課にお戻しいただきたいと思います。
期限はいつ頃になりますでしょうか。

猪股専門監：修正した文面を早速お送りいたしますので、作業の都合上、7月23日までにお願いいたします。

小田中会長：委員の皆様には、今週中には修正した文面をお送りしますので、御覧をいただき7月23日までに共同参画社会推進課に戻すようお願いいたします。
最終的な文面をどのような形で確定するかについては、時間的に再度審議会を開催するこ

とが難しいので、大変恐縮ですが、事務局と正・副会長の方にお任せいただきたいと思います。

最終の文面については、もちろん再度お戻しいたします。

よろしうございますか。ありがとうございます。

なお、一昨年まではこのように「審議会の意見」を提出していたのですが、昨年度からはさらに、提出した意見に対してこういう対応をしましたということを県から御報告いただくようになっております。

具体的には、こういう対応をしたということを共同参画社会推進課の方で文面に取りまとめていただいて、昨年度から懇談会資料の最後に添付いただいております。

このように、審議会からの提案や提出した意見に対しては、県からきちんとフィードバックしていただく体制が固まってきております。

御意見等がございましたらば、積極的にお出しitたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

1つ目の議題は以上で終わりまして、少し時間がおしていますが、2つ目の議題の方に移りたいと存じます。

2つ目の議題は、第2次基本計画の答申中間案についてでございます。

まず初めに、資料4について事務局から簡単に御説明をお願いいたします。

事務局（資料4に基づいて概要を説明）

小田中会長：ありがとうございます。

お手元に、資料5と参考資料としての論点整理の2つがあるかと思います。

大変お忙しい中、検討部会委員の皆様にはこれまで検討部会を4回開催し、御議論いただいたところでございまして、このたび答申中間案をお作りいただきました。

本当に忙しい中、ここまでお作りいただきましてありがとうございます。

それでは資料5の答申中間案につきまして、検討部会長の高木委員から御説明をお願いいたします。

高木委員：それでは資料5及びその参考資料、特に資料5の2ページの「計画の体系」を眺めさせていただきながら、論点整理としてまとめていただいた参考資料に沿って概略をお話します。

論点整理のとおり、第2次基本計画の検討に向けた基本的スタンスとしては、まずは、現計画の構成や6つの基本目標を見ると非常に良くできていることの認識に立ち、構成や基本目標については、原則として現在の計画を踏襲することとされたわけです。

また、既に行われている施策をさらに推進するという観点のほか、国の動向を横で睨みながら、宮城県として追加、修正が必要な点は何かという観点から議論を進めてまいりました。

ここで、答申中間案の2ページ目を見ていただきたいのですが、計画の体系において大きく変わったのは、基本目標の3番目です。

現在の「学校における男女共同参画の実現」が、学校教育なのか教育現場なのかわかりにくいということで、表現を「学校教育における男女共同参画の実現」といたしました。

さらに、基本目標の副題の見直しや施策の方向について全体的な見直しを行いましたほか、指標についても見直しを行いました。

指標については、既に目標を達成したりあるいは数値の修正が不可能な項目は削除し、現在の目標数値が未達成である項目については現在の目標数値を踏襲し、既に目標を達成あるいは達成間近な項目については上方修正するなどの見直しを行いました。

ここでは、審議会において検討していただきたいものを列記いたしました。

まず、「(1) 基本目標の副題の見直し」です。

副題というものは、特にリーフレットなどにした場合にインパクトが非常に大きいということで、この副題を付けることについては検討部会としては積極的な評価をしております。

1番目は、基本目標の「社会全体における男女共同参画の実現」の副題についてです。

現在の「男女平等社会へのシステムチェンジ」を「共同参画社会へのシステムチェンジ」に改めたほうがいいのではないかというものです。

「平等」という言葉は、当然憲法も含めてあらゆるところで既に当然のことであり、ここでは「機会均等」、「機会の平等」という意味での共同参画を実現することを全面に押し出した方がいいということで、「共同参画社会へのシステムチェンジ」という副題にしてはどうかということです。

2番目は、基本目標の「家庭における男女共同参画の実現」の副題についてです。

現在の「共生と幸せの原点」という副題が、他の基本目標の副題と比べるとどうしても異質な感じがするというものです。

他の基本目標の副題は動きのある表現になっているのですが、この副題だけが静的といいますか、動きがないものになっていますので、これについては審議会で適当な副題を考えて

いただきたいというものです。

3番目は、基本目標の「学校教育における男女共同参画の実現」の副題についてです。

現在の「自立と共生の心を育む」を「共生と自立の心を育む」に改めたほうがいいのではないかというものです。

これは、共同参画社会の実現そのための学校教育ということを考えると、「共生」という言葉を最初に持ってきてはいかがかということで順番を單に入れ替えております。

4番目は、基本目標の「職場における男女共同参画の実現」の副題についてです。

現在の「女性の活躍はトップの誇り・企業の誇り」を「女性の活躍は企業の誇り」という表現にしてはいかがかというものです。

ただし、この副題については様々な意見が出されました。

施策の方向にある「職場における女性の参画を促進」と「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」をどちらを強調するかによって副題も変わってくるのではないかというものです、女性を登用する、活用させるということは確かに必要なですが、「女性の活躍は企業の誇り」ということからさらに一歩進んだような副題、「ともに創る新しい企業価値」の表現も考えられるのではないかとして、審議会でより良い案があれば出していただきたいということです。

5番目は、特に意見等はございませんでした。

6番目は、現在の基本目標「2 家庭における男女共同参画の実現」の「施策の方向」の中で「高齢者の自立支援」だけ突出しているのではないか、つまり高齢者だけではなく、障害者あるいは単身で暮らしている方も支援が必要で、そうすると「家庭における男女共同参画の実現」の中だけではなくくれない施策になってくるのではないかということで、基本目標「6 地域における男女共同参画の実現」に移し「高齢者・障害者・単身者等の自立支援」としています。

次に、「(2) 施策の方向の追加・変更」です。

1番目は、基本目標「1 社会全体における男女共同参画の実現」の施策の方向で、「(4) 女性に対する暴力の根絶」を追加いたしました。

国の第3次男女共同参画基本計画策定に向けた中間整理、あるいは他県の状況を見た上で、「社会全体」としての観点から、施策の方向に「女性に対する暴力の根絶」を掲げたほうがよいという認識から変えています。

これに伴い、基本目標「2 家庭における男女共同参画の実現」の施策の方向で、「(3) 家庭内暴力(DV)」としています。

これも先ほどの横文字表記を意識しながら、家庭として「家庭内暴力」に特化した言葉にして、またDVに特化した内容に変更しております。

2番目は、先ほど申し上げた基本目標「2 家庭における男女共同参画の実現」の「高齢者の自立支援」を、基本目標「6 地域における男女共同参画の実現」に移し「高齢者・障害者・単身者等の自立支援」としたものです。

3番目は、平成21年3月に「多文化共生社会推進計画」が策定されたことから、「6 地域における男女共同参画の実現」に「(4) 国際的な視野と多文化共生の視野の確立」を「施策の方向」に打ち出したということでございます。

以上が、「計画の体系」に関する検討部会としての案です。

次に「(3) 指標の追加・削除・変更等」です。

指標の追加や削除等については、ここに列記しました8項目ございます。

この中で、特に部会長としてこだわったのは、一番最後の8番目「各種管理職に占める女性の割合(併記の検討)」です。

管理職への女性登用割合を全体の中の女性の比率で表すだけではなく、女性職員に占める割合、男性職員に占める割合なども、参考指標として必要ではないかということで、資料の別紙「参考指標(詳細)」のとおり加えさせていただいております。

指標については、論点として資料に記載したものを参考にしながら御意見を賜りたいと思います。

小田中会長：ありがとうございました。

資料5と第2次基本計画答申中間案については、事前に送付させていただきましたので、お読みいただいているという前提で高木部会長から御説明いただきました。

資料の論点整理を御覧いただきたいのですが、まず「1 基本的なスタンス」についてはいかがでしょうか。

よろしいですか。議論の途中で何かございましたら、立ち戻って御意見をいただければ幸いです。

次に「2 部会として審議会での検討に付す事項」でございます。

まず「(1) 基本目標の副題の見直し」での1番目の「社会全体」ですが、これについてはいかがでしょうか。御異論等ございますか。

よろしいですか。それでは1番目は部会案どおりとさせていただきます。

2番目の「家庭」ですが、ここは部会としてもペンディングということですので、この場で御意見をお出しitたいと存じます。

部会長に伺いたいのですが、これは他の副題と比較すると「動き」がないので変えた方が良いということ、「施策の方向」の表現とも重複するので難しいということなのですが、部会としては「動き」のある表現に何が何でも変えたいということなのでしょうか。

高木委員：何が何でもということはないのですが、検討部会としては、全体のバランスを考えるとこの副題だけが異質だという意見で一致したものです。

菅原委員などからも具体的な提案もいただいたりしたのですが、結論が出せず審議会にお諮りするものです。

小田中会長：そうすると「ともに築く幸せの原点」「幸せの原点を共に築く」が部会で出た一つの案であると考えてよろしいですか。ありがとうございます。

部会委員以外の委員の方々はいかがでしょうか。

「幸せの原点を共に築く」の方がダイナミックな表現かなという気もいたしますが、いかがでしょうか。

特に御意見ございませんか。よろしいですか。

高木委員：いろいろ意見が出された中で、「幸せの原点を共に築く」がわかりやすい表現ではないかと思います。

小田中会長：他の委員の皆さんもよろしいですか。

では、副題を「幸せの原点を共に築く」にいたします。

それから3番目の「学校教育」です。「自立と共生」を男女共同参画ということでもあるので順序を逆にして「共生と自立」としたいということですが、これについてはいかがでしょうか。御異論等ございますか。

よろしいですか。それでは3番目は部会案どおりとさせていただきます。

4番目の「職場」で、「トップの誇り」をはずして「女性の活躍は企業の誇り」を残すか、あるいは「ともに創る新しい企業価値」等々の表現に変えるかということでございます。

これについてはいかがでしょうか。伊藤委員はいかがでしょうか。

伊藤委員：例えば「ともに創る新しい企業価値」となりますと、「企業価値」の意味の幅が非常に広いと思いますし、検討を重ねた上での案だと思いますので、検討部会案でいいと思います。

小田中会長：ありがとうございます。他の委員の方々はよろしくございますか。

それでは副題を「女性の活躍は企業の誇り」といたします。

5番目は異論等なしということでございます。

6番目の「地域」での副題は、現在「新しい生活文化の創造」ですが、部会では人口減少、多文化共生等を踏まえ「安心して住み続けられる社会へ」等の表現に直した方が良いのではないかという御意見が出たということでございます。

これにつきましてはいかがでしょうか。御意見をいただきたいと思います。

阿部委員はいかがでしょうか。

阿部委員：先ほど高木委員からも将来的なことを踏ましたというお話をございましたし、行政も含めて「安全安心」という言葉を身近に感じる中で、検討部会として「安心して住み続けられる社会へ」という副題案が出たというのは非常に理解できます。

小田中会長：ありがとうございます。他の委員の方々はいかがでしょうか。

阿部委員からは、安心安全という言葉がキーワードとして広く使われていますので、「安心して住み続けられる社会へ」という表現が合致するのではないかという御意見でございましたが、よろしくございますか。

それでは副題を「安心して住み続けられる社会へ」といたします。

続きまして、「(2) 施策の方向の追加・変更」でございます。

1番目、基本目標「1 社会全体における男女共同参画の実現」に「(4) 女性に対する暴力の根絶」を追加するということでございます。

これについてはいかがでしょうか。よろしくございますか。

これまでの懇談会で、警察本部からのお話でもやはり非常に大きい問題だということを

ざいますし、仙台市からは、とりわけ都市化が進むにつれてこのような現象も増えているといった話も聞きますので、やはり重要なことだと思います。よろしくございますか。

それでは、「(4) 女性に対する暴力の根絶」を追加することといたします。

また、これに伴い基本目標「2 家庭における男女共同参画の実現」の「施策の方向」に「(3) 家庭内暴力(DV)の根絶」とDVに特化するということでございます。

こちらもよろしくございますか。

では2番目の基本目標「2 家庭における男女共同参画の実現」の「高齢者の自立支援」を広く捉え直して「6 地域における男女共同参画の実現」に移し「高齢者・障害者・単身者等の自立支援」にしたいということでございます。

これについてはいかがでしょうか。よろしくございますか。

ちなみに、自立支援が必要な方々としては、高齢者・障害者・単身者でほぼ網羅されるという意味でよろしいでしょうか。

高木委員：基本的にはそのとおりですが、単身者等の「等」には外国人も含むという意味で使用しています。

小田中会長：わかりました。「等」とあるのは、外国人も含むということでございます。
よろしくございますか。

それでは2番目は部会案どおりとさせていただきます。

次に3番目の基本目標「6 地域における男女共同参画の実現」の施策の方向に「(4) 国際的な視野と多文化共生の視野の確立」を追加するということでございます。

ここについてはいかがでしょうか。

確かに国の中間整理にもございますが、宮城県としても外国人の方々が増えていますし、今後さらに自動車関連などの工場が増えればまたいろいろなことが想定されますので、私自身も重要なことかと考えております。

他の委員の皆様方はいかがでしょうか。よろしくございますか。

ではこれも部会案どおりといたします。

以上、「(2) 施策の方向の追加・変更」については、3点ともに部会案どおりということです。

次に、「(3) 指標の追加・削除・変更等」でございます。

部会から具体的に出ております8点について、御議論いただきたいと思います。

参考指標に追加するものとして、1番目の「企業の役職者に占める女性の割合」を追加する。ただし、県内数値の確認は困難なので、全国数値を参考指標として掲載するということです。これについてはいかがでしょうか。伊藤委員はこれはいかがですか。

伊藤委員：よろしいのではないでしょうか

小田中会長：原田委員もよろしくございますか。

それでは、部会案のとおりといたします。

2番目の「出産を機に仕事を辞める女性の割合」ですが、これも同じく参考指標で県内数値の確認は困難なので、全国数値を掲載するということです。

数値確認が可能な場合に参考指標とするということですが、事務局での確認結果はいかがでしょうか。

猪股専門監：現在確認中でございます。

資料等に掲載されているものがあるにはあるのですが、平成17年以降、その後調査自体継続されているかどうかがわからない状況にございますので、内閣府に確認したいと思ってございました。

厚生労働省の調査のようなのですが、今後もその調査を継続する場合には掲載をさせていただきたいと考えております。

伊藤委員：「出産を機に仕事を辞める女性の割合」だけでは一方的な数字になると思いますので、女性が復職する割合に係る数値のような統計データがあれば、合わせて掲載してもよいのではないかと思います。

高木委員：伊藤委員がおっしゃることはまさにそのとおりだと思うのですが、さらに復職するにあたって、現職復帰がなされたのかどうか、あるいは正規の従業員なのか、パート従業員なのかということまで見ていただくと、職場における女性の登用という点でより詳細な指標にはなると思います。

ただし、あくまでも可能であればという前提での提案ですので、なかなか難しいかもしれません

ません。

小田中会長：そうすると、どこまで詳細なデータを得ることができるかどうかにかかるところですが、データが得られれば参考指標として追加するということについてはいかがでしょうか。

伊藤委員：それは年齢階級別有業率、いわゆるM字カーブと併せて見ればわかることで、さらに参考指標として付け加えるというのはいかがかと思います。

小田中会長：高木委員はいかがですか。

高木委員：問題は、出産、育児、介護に関する休業制度が整っていながら、実際に出産、育児等で辞めていく方がどれくらいいるのかということを参考指標として出してもいいのではないかと思うのです。また、復職ということも大事な視点です。

必ずその両方を合わせて出さなければいけないということではなくて、可能であれば復職に係る数値を付け加えるということ、データ取得が可能であれば載せるということでいかがかと思います。

小田中会長：伊藤委員と高木委員の御意見は違うと感じますが、他の委員の方々はいかがでしょうか。

今野委員：男女共同参画の指標で「目標・予測指標」に「育児休業取得率」があるのですが、目標数値が「女性100%、男性10%」とされています。

そもそも「出産を機に仕事を辞める女性の割合」を提案したのは、仮に女性の育児休業取得率が100%に達したからといって、それで育児休業に関して完結にはならないということです。

あくまでもこの育児休業取得率というのは、出産時点では会社に籍のあった人のうちで取得した割合ですので、出産前に会社を辞めてしまった人や例えば男性でも経営者の育児休業取得者などはここに含まれてこないのです。

ですから、育児休業取得率という指標1つだけではいろいろな問題や成果が推し量れないのではないかということで、「出産を機に仕事を辞める女性の割合」という参考指標を出していただいたという経緯があります。

伊藤委員：そういう経緯があったことは承知いたしました。

ただし、出産を機に離職すること自体を問題視するのは逆に問題だと思います。

出産を機に離職するという選択はもちろん否定できないわけですし、それよりも全体の就業率のかさ上げを図るという視点が大事ではないかと思います。

小田中会長：伊藤委員がおっしゃることもたしかにそのとおりで、出産を機に会社等を辞めることも選択のうちの1つです。

「出産を機に仕事を辞める女性の割合」の参考指標は追加することとして、出産を機に会社等を辞めることも選択肢でありうるということを念頭に置いた上で、事務局でその後の復帰、復職に関するデータの有無等をお調べいただいて、データ取得等が可能であればそれも追加するということにさせていただきたいと思います。

大変お手数ですが、事務局、共同参画社会推進課の方でお調べいただくようお願いいいたします。

次に3番目の「男女共同参画等の名称を冠した窓口を設置した市町村の割合」については、削除ということでございます。

これは行財政改革の一環等でもあり、削除した方がよいのではないかという部会の意見でございますが、これについてはいかがでしょうか。

市町村ということですので、大変恐縮ですが、阿部委員からお願いいいたします。

阿部委員：詳細な議論の内容は承知していませんが、この記載のとおりだと思います。

小田中会長：ありがとうございます。他の委員の方々はいかがでしょうか。

これに関しては、確かに見直してもいいのではないかと思います。

阿部委員：この「男女共同参画等の名称を冠した窓口を設置した市町村の割合」が減るから、市町村の男女共同参画等に関する事業が縮小するということはないと思います。

小田中会長：ただいまの阿部委員の御意見ですと、行財政改革の一環として定数削減、組織の見直し・再編が進んでいるという事実はそのとおりであり、「男女共同参画等の名称を冠した窓口を設置した市町村の割合」が減ったからといって、市町村の男女共同参画等に関する事業が縮小、内容変更するものでもないことから、指標から削除してもよいのではないかということでおざいますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これも部会案のとおりといたします。

次に4番目の「小学校・中学校・高等学校の管理職に占める女性の割合」については、継続または削除あるいは別の指標に変更ということでございます。

これについては部会長から御説明をお願いいたします。

高木委員：これについては、検討部会としても意見が必ずしも一致したわけではございません。

計画全体の中でも啓発や教育は重視しているところですので、教育現場の状況がどうかということを指標として載せておいてもいいのではないかという意見もございますし、ここに記載のとおり、別に分ける必要、差別化する必要はないのではないかという疑問の声もございます。

小田中会長：佐藤委員からお願ひいたします。

佐藤委員：教育現場において、管理職が女性であるか男性であるかによってカリキュラムが大きく変わることは、現実にはございません。

ですから最初、現行計画に関する資料の中で「3 学校における男女共同参画の実現」の中にこの指標やデータが入っていることに疑問を感じました。

女性が管理職になると、学校がどのように変わるか、変わったかというデータを承知してございませんし、教育内容とは異質なものと認識していますので、「学校教育」ではない別の分野の参考指標などとして掲載するのはよろしいかと思います。

ちなみ、女性の割合を見ますと、企業よりも学校現場の方が高くなっています。そのような参考指標としてはいいのかもしれません。

金子委員：教育現場では、女性の中に教頭先生などになりたくない方が結構いらっしゃるというお話しもお聞きしました。

この答申中間案の「小学校・中学校・高等学校の管理職に占める女性の割合」は、あくまで基本目標の「1 社会全体における男女共同参画の実現」の中での「学校の管理職に占める割合」です。

本答申中間案の基本目標である「3 学校教育における男女共同参画の実現」に先生たちのことは入らないのですが、「学校教育」とは別に、学校の管理職つまり教える側の割合がどうなのかということを参考として入れてもよいと思いました。

高木委員：佐藤委員のおっしゃるように、女性が管理職になったから教育内容が変わるかという意識は全くなく、金子委員がおっしゃったとおり、「社会全体」における「職場」という意味での管理職登用という指標として必要ではないかということです。

小田中会長：答申中間案の24ページ部分のお話です。

参考指標が、「1 社会全体」から「6 地域」のどの基本目標に対応しているか必ずしも明確ではないということでしょうか。

佐藤委員：学校現場の管理職の割合が、以前の資料、現行計画に関する資料の中で「3 学校における男女共同参画の実現」に対応するものとして示されていたものですから、非常に疑問を感じたものです。

これは大人の問題であって、子どもの教育に関する問題ではない、比較するとしても学校教育ではなく、別の分野の中で他の職場などと比較すべきではないかということです。

小田中会長：今回いただいた答申中間案を見ますと、参考指標である「小学校・中学校・高等学校の管理職に占める女性の割合」は、9ページにあるように「1 社会全体における男女共同参画の実現」に入っています。

確かに佐藤委員がおっしゃるように、これが「3 学校教育における男女共同参画の実現」に入ると奇異な感を持つ方もいらっしゃると思います。

高木委員部会長に伺いますが、「小学校・中学校・高等学校の管理職に占める女性の割合」は「3 学校教育における男女共同参画の実現」ではなく、「1 社会全体における男女共同参画の実現」に対応していると理解してよろしいでしょうか。

高木委員：佐藤委員のおっしゃるとおりで、現在の計画では「3 学校における男女共同参画の実現」に対応されていたものを本答申中間案では「1 社会全体における男女共同参画の実現」に対応するものに移しています。

小田中会長：わかりました。

もっとわかりやすいように言うと「(1) 政策・方針決定過程への女性の参画」の参考指標として読むということでございます。

このような位置付けを認識した上で、参考指標として残すかどうかということでござります。

佐藤委員は「1 社会全体における男女共同参画の実現」に対応するものであれば特に問題はないということでおろしいでしょうか。

佐藤委員：そういう意味合い、位置付けとしては、参考指標としては結構だと思います。

小田中会長：他の委員の方々はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは「1 社会全体における男女共同参画の実現」の「(1) 政策・方針決定過程への女性の参画」の参考指標といたします。

次に5番目の「PTA会長に占める女性の割合」でございます。

これは差別化ではなく、区別というか特にPTAということの意味だと解します。

それから教育効果への疑問ということは、要するにPTAの会長が女性・男性だからということで教育内容が変わるというものではないということで、代替指標として「自治会長(町内会長・区長)に占める女性の割合」に変更したいということでございます。

20ページに「PTA会長に占める女性の割合」の表記がありますが、これは「現在の計画における参考指標」として掲載していることに留意願います。

ちなみに「自治会長(町内会長・区長)に占める女性の割合」は、経年的な調査数値が掲載できるということです。

個人的な見解ですが、PTA会長は女性の比率が高いような気がいたしますが、私の地元の連合町内会長の集まりなどに行くと全員男性です。仙台市ではPTAの集い、会長の研修会などがあり、400人ぐらい集まるのですが、女性が増えていて、少なくとも私の地元の連合町内会よりは女性の比率は高いと感じました。

そういう意味では、町内会長に変更した方が意義があるという気もいたしますし、地域という点、地域的な性格からも町内会長の方が参考指標として適当かなと思いました。

委員の方々はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、参考指標の「PTA会長に占める女性の割合」を「自治会長(町内会長・区長)に占める女性の割合」に変更いたします。

次に6番目の「男女混合名簿導入率」でございます。

これについては教育現場の意識とかけ離れており、教育効果の面では現実味がないということで、代替案としてキャリア・デザイン教育に係る指標導入等を検討してはどうかという意見があつたということでございます。

この参考指標についても、継続又は削除又は別の指標に変更ということでございます。

これは基本目標でいいますと「3 学校教育における男女共同参画の実現」ということですので、その観点から御議論いただく必要があると思います。

ちなみに代替案のキャリア・デザイン教育に係る指標について、検討部会では具体的な指標としてはどのような御議論があつたのでしょうか。

高木委員：検討部会では、具体的な指標の検討には至らなかったので、このような形で審議会にお諮りしたものです。

佐藤委員：県教育庁義務教育課や高校教育課に依頼すれば、どういった教育内容になっているかは調査できると思います。私が発言した内容としては、男女混合名簿導入率よりも、キャリア・デザイン教育に係るものの方が合致するのではないかというものです。

理由は7月5日の懇談会の会議録等に書いてあるとおりです。

小田中会長：いかがでしょうか。

高木委員：佐藤委員は「教育現場の意識はそうではない」とおっしゃっていますが、それは分かることですが、14ページの表にありますとおり、平成14年の計画の策定時と平成21年現在の比較がなされています。

客観的に見た場合、それぞれ割合が上がってきていますが、公立中学校では依然として49%となっていますし、その低調な理由、原因がわかりません。

ですから、男女混合名簿ではなく、男女別の名簿が導入されることによって、児童・生徒に与える影響が危惧されます。

教育現場の先生たちは、おそらく「全くそういうことは心配ない」ということで教育に携わっておられると思いますが、児童・生徒が名簿を見る機会があるかないかということは別としても、男女別の名簿に載っている児童・生徒の意識を考えると、「男女混合名簿導入率」の指標を残しておいてもいいのではないかと思います。

「男女混合名簿導入率」という指標もあって、その意識を男女問わず平等あるいは男女で違うところは違う、といったような男女共同参画の教育にふさわしい意識を植え付けるという点では、この指標を残しておいてもいいのではないかと思います。

もちろんキャリア・デザインに関する教育も必要な指標だとは思います、「男女混合名簿導入率」をあえて削るまでの必要性はないと思います。

小田中会長：キャリア・デザイン教育というのはカタカナ用語で、我々大学関係者はよく分かっているのですが、日本語での表記が難しいところです。高木委員の御意見としては、キャリア・デザイン教育に関する指標も加えるということでしょうか。

高木委員：加えることで、より詳細なデータとして参考指標になると思います。

小田中会長：しかしキャリア・デザインに関する指標については、先ほど佐藤委員からも御提案いただきましたが、具体的にはいかがでしょうか。

猪股専門監：事務局からも教育庁義務教育課と高校教育課に照会していますが、キャリア・デザインに関する指導等は行っているのですが、それを数字で表す、何らかの基準で数値化するというのはなかなか難しい状況のようです。

佐藤委員：難しい課題を投げかけてしまったかもしれません。

少なくとも義務教育では、教育課程の調査が毎年行われていますので、その中からキャリア・デザインに関するものを抜き出せば簡単にできるかと思ったのです。

ですので、これは取り下げてもいいのですが、「(1) 男女共同参画に関する理解の促進」と「(2) キャリア・デザインに関する情報提供・意識啓発」は、どちらも同じことかと思つたりもいたします。

男女混合名簿導入率がなぜ高校で進展しないかについては、何度も申し上げているとおり、進路関係の書類作成などで間違いがあつては困るということで、男女別名簿などいろいろな名簿を作っていることがよくあるのです。中学校もそうです。

このようにいろいろな種類の名簿を作っておりますので、1つだけの名簿を使って子どもたちに教育しているわけではないということを御理解いただきたいと思います。

小田中会長：いかがでしょうか。

部会委員の皆様は部会でも御議論いただいたと思いますので、キャリア・デザインに関する指標や男女混合名簿導入率について、部会委員以外の田澤委員はいかがですか。

田澤委員：学校などの教育現場にはあまり関わっていないのですが、地域で子どもたちと関わっていますと、男女混合名簿は当たり前のことのような意識があります。

ただし、地域で子どもたちに対しては仙台市キャリア教育、起業教育テキスト等を参考に、また保護者に対しては雇用・能力開発機構のキャリア・コンサルタント養成講座テキスト他を参考に、3年間のワークショップを行い2期に渡って理科教育等に関するデータを取った中では、男女差があつたりもいたしました。

キャリア・デザインに関する情報提供も含めたものを載せていただくと、分かりやすいのではないかと思います。

小田中会長：ありがとうございました。

ただいまの田澤委員の御発言ですが、キャリア・デザインに関する情報提供のデータがあれば、参考指標として掲載するということと、男女混合名簿については当たり前であるという感じであるというものです。

田澤委員：関わっていた対象が小中学生でしたが、小学生の保護者の方たちは、男女混合は普通のことだという感覚でいらっしゃいます。

先ほど委員からお話がありましたように、中学生の受験期ではやはり個人情報保護ということがあつたり、内申書に関することなどがありまして、受験関係になるとやはり男女別名簿が必要なことだったと思います。

小田中会長：ありがとうございました。原田委員はこれについてはいかがでしょうか。

原田委員：審議会委員になってから男女混合名簿を知りました。

この指標を使うことが、男女共同参画にどんな意味があるのかがわからないというところでございます。

小田中会長：ありがとうございました。

阿部委員は所用のためお帰りですので、伊藤委員はいかがでしょうか。

伊藤委員：男女混合名簿についてはそれぞれの御意見があるだろうと思います。

キャリア・デザイン教育については、生徒、女子学生の就職、教育を等しく受けるということだと思いますので、捉えるものがあれば検討されてはどうかと思います。

小田中会長：そうしますと、キャリア・デザイン教育に関する指標については、現在調べていただいている最中ですが、参考指標としてあればあった方がよいという御意見が多いということで、答申中間案には、職業教育や進路教育を意味するキャリア教育についての指標を入れるということでおろしいでしょうか。

具体的な指標については、適切な指標の有無について最終案までに事務局でお調べいただくということでおろしいですか。

佐藤委員：具体的な指標については、私からも後ほど担当の方と御相談させていただきたいと思っておりました。

小田中会長：わかりました。

まずキャリア教育に関する指標があれば何らかの形で入れるということについてはよろしいでしょうか。

また、具体的な指標については、事務局と教育現場にお詳しい佐藤委員の方で御議論いただきたいと思います。

それからもう1つの「男女混合名簿導入率」については、いろいろな御意見がございますが、いかがでしょうか。

高木委員：キャリア教育に関する指標を入れるとするば、男女混合名簿導入率から「県立高校」を削除してもいいかもしません。

先ほど佐藤委員がおっしゃったとおり、職業教育などその先を見据えた上ですと、県立高校をあえて入れる必要はないと思います。

現計画の指標にありますとおり、県立高校は共学率100%だったのですが、この指標との関連でいうと、県立高校では男子校、女子校がなくなったわけですから、その先を見据えた場合、啓発あるいは社会における指標として載せておいてもいいのが小・中学校です。

ですから、高校は削除しても良いという修正案を提案いたします。

小田中会長：男女混合名簿導入率から県立高校については削除するということでございます。

共学化率については、100%になってこれ以上増えることはありえないでの、削除するということでおろしいでしょうか。

猪股専門監：補足ですが、本文中にある関連指標の状況は、現在の計画の指標に関する内容を掲載しているもので、現計画策定時の状況、目標、そして現在の達成状況等を掲載しているものでございます。

小田中会長：失礼しました。本文にある「関連指標の状況」は現在の計画における指標の状況を示しているものでございます。

ですので、答申中間案で公表する指標は、23ページと24ページになります。

高木委員からは、男女混合名簿導入率については、県立高校を削除して小・中学校とするという御意見がございましたが、他の委員の方々はいかがでしょうか。

高木委員：これ以上は意見がまとまらないと思いますし、時間の関係もありますから会長と副会長に御一任いたします。

小田中会長：わかりました。採決するという方法もありうるわけですが、いずれ最終決定ではなく、パブリックコメントでの意見も含めた最終案を御議論いただく機会がございますので、

とりあえず正副会長で検討させていただきたいと思います。

最終的には、パブリックコメントを踏まえた最終案について御議論いただきたいと思います。

次に7番目の「商工会役員に占める女性の数」でございます。

大雑把すぎるというの、もう少し細かく見るということでどうでしょうか。

金子委員：私が提案したのですが、現在は「商工会役員に占める女性の数」ということで、商工関係の指標となっています。

しかし、商工会役員は母数があまりにも小さすぎて、1人、2人変動しただけで、大きな変動があるのではないかと思いました。

ですから、例えば工業会などもう少し母数が大きい指標を提案しました。

伊藤委員から具体的に提案いただければありがたいのですが。

伊藤委員：詳しいわけではございませんが、商工会には女性部会などいろいろございます。

これを論じれば、農協正組合員に占める女性の割合、農協役員に占める女性の数や他の指標にも反映してくることではないかと思います。

金子委員：指標として数値化する、民間の方々にどこまで協力いただけるかなど難しい部分があることは承知していますが、意見として述べさせていただきました。

小田中会長：経済産業界での意志決定過程における女性の登用率の指標だと思うのですが、代替指標として適切な指標はございますでしょうか。

高木委員：経済界ではありませんが、24ページに企業の管理職に占める女性の割合の数値が出ておりますので、金子委員がおっしゃったとおり、母数が小さい指標は逆に誤解を生む可能性もありますので、むしろ削除した方がいいような気がいたします。

小田中会長：わかりました。他の委員の方々はいかがでしょうか。

これは削除ということにさせていただきたいと思います。

次に8番目の「各種管理職に占める女性の割合」についてでございます。

高木委員：全体の中の女性割合とされていますが、そもそも男性、女性の母数の違いがありますから、男性、女性それぞれの登用率の指標を加えてはどうかという提案です。

小田中会長：高木委員の御意見ですと、要するに、県の管理職、市町村管理職、小・中・高校管理職、それから企業役職者の参考指標のところに、全体に占める女性の割合だけではなく、そういう形の指標を加えるという御意見です。

高木委員：具体的な参考指標の資料を添付しています。

小田中会長：男性全体に占める男性管理職の割合・女性全体に占める女性管理職の割合を併記してはどうかということでございます。

これについてはいかがでしょうか。

若干煩雑になりますが、参考指標に記載するということでございます。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

予定時刻が大幅に超えてしまい大変失礼いたしました。

以上、答申中間案につきまして、混合名簿導入率については私と菅原委員で検討させていただきまして、その他につきましてはただいま皆様方の御同意いただきましたので、その方向で進めさせていただきたいと思います。

なお、混合名簿導入率につきましては、最終的にはパブリックコメントの結果を見て、もう一度この審議会で御議論いただきます。

答申中間案については、県でパブリックコメント手続きを進めいただくようお願いいいたします。

パブリックコメントにつきましては、県民の方々から御意見をいただくわけですが、それについて検討部会で御検討いただき答申案を取りまとめさせていただいて、それについて、次回行われます審議会で答申案について再度御審議いただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは最後に「(3) その他」でございますが、特に何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、最後に事務局の方から連絡事項等ございましたらお願いいいたします。

事務局：3点事務連絡をさせていただきます。

まず1点目でございます。

今日御覧をいただきました懇談会の会議録、主な意見でございますが、こちらは本日の審議会で御審議をいただきため取り急ぎまとめたものでございます。ですので、誤字・脱字なども含めまして、資料にも掲載してございますが、本日は未定稿の資料として御覧をいただきました。先日の通知にも記載させていただきましたが、この会議録、主な意見につきまして、あらためて内容を御確認いただきまして修正箇所あるいは訂正箇所等がございましたらば、来週末までに御報告いただきますようお願ひいたします。

報告いただいた箇所を修正、確定いたしまして、最終版の資料を送付させていただきますので、差し替えていただきますようお願ひいたします。

2点目でございます。

2点目は、先ほど御審議いただきました年次報告に記載する「宮城県男女共同参画審議会の意見」についてでございます。「審議会の意見」につきましては、修正した文章をさっそくお送りいたしますので、御確認の上修正等がございましたら7月23日までに御回答いただきますようお願ひいたします。

3点目でございます。

ただいまお話をいただきました第2次計画の答申中間案についてでございます。

後ほど決定をいただきます答申中間案につきましては、今後、本県の「県民の意見提出手続きに関する要綱」に基づきまして所定の手続きを進めてまいります。

具体には答申中間案を県のホームページ等に公表いたしまして、広く県民の方々から意見をいただくものでございます。市町村、それから関係機関などには文書を送付してその旨周知を図りますほか、県内今3カ所程度を予定しておりますが、事務局において説明会を開催して広く周知を図る予定としてございます。

パブリックコメントの開始にあたりましては、委員皆様に御通知申し上げますのでよろしくお願ひいたします。

小田中会長：ただいま事務局から御説明をいただきました。

「審議会の意見」につきましては、数日中に修正案を皆様のお手元にお送りいたしますので、御確認いただいた上で、修正点、追加すべき点等がありましたら御提出いただきたいと思います。

その後最終的な取りまとめは、事務局と正副会长長の方で進めさせていただきたいと存じます。大変恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。

他に何かございますでしょうか。

本日の進行管理、長時間にわたって大変申し訳ございませんでした。

2時間45分かかってしまいましたが、以上をもちまして審議会を閉会いたします。

次回の審議会は、最終的な答申案について御議論いただくことになりますので、よろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。